

決算特別委員会の概要

決算特別委員会は10月12日から15日までの4日間で開催し、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、他16件の審査を行いました。

決算特別委員会（質疑の抜粋）

令和2年度の本市の経済は、景気観測調査によると、上向き傾向がみられたものの、年末からの新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響などにより足踏み状態となりました。そのような中、依然として、生産年齢人口の減少や土地価格の下落等により、市の財源は減少する一方、高齢化の進行に伴う社会保障費等の負担増加や先の見通せない新型コロナウイルス感染症への対策事業に係る支出が増加するなど、大変厳しい状況でありました。

公共施設マネジメント推進事業について

問 平成27年度からの30年間で公共施設の延べ床面積を35%削減するという目標に対し、令和2年度における取り組みの結果、計画当初から削減された面積はいくらになったのか。また、面積の削減に伴う施設の維持管理費はいくら削減されたのか。

答 令和2年度においては、旧久井保育所の売却、長谷分団格納庫の解体などによる延べ床面積の削減があった一方で、中央図書館や新斎場の建設に伴う増加もあり、平成27年3月末時点と比べ

て面積は4200平方メートルの削減、達成率0.8%となった。また、1平方メートル当たりの維持管理費の平均を年間3500円とすると、削減額は、約1470万円である。

新型コロナウイルス感染症対応事業について

問 新型コロナウイルスの影響により地域活動が停滞せざるを得ない状況の中で、地域活動を維持していくためにどのような支援をしてきたか。また、コロナ禍の課題をどう捉えているのか。

答 地域への支援としては、地域活動の拠点とな

る地域集会所の感染症拡大防止のため、国からの交付金を活用して、空調設備の整備に対する補助事業を実施した。コロナ禍の課題は、停滞している地域活動をコロナ前の状態に戻すことであり、そのためには地域における一体感の再構築や地域活動を再び活性化させる機運づくりのための支援が必要と考えている。

ファミリー・サポート・センター事業について

問 利用内容が限定されているが、利用しやすい利用内容とすることを考えているか。

答 利用内容では、保育

所等への送迎をお願いする方が多いが、それ以外にも、保護者が冠婚葬祭で家を空ける時の子どもの見守りということでの利用も可能である。できる限り支援したいと考えているが、利用内容を増やすとなると子どもを見守る側の提供会員が限定されてしまい負担をかけることとなる。

提供会員には研修を受け、登録してもらっているが、その提供会員が支援できる範囲で支援内容を設定しているので、その内容で提供を続けていきたい。

廃棄物減量等推進事業について

問 生ごみの減量化に対する支援策について、補助要件の緩和や生ごみ処理機の貸与など、少しでも選択肢を増やせないのか。

答 補助対象となる生ごみの処理機は市内の販売店からの購入を基本とするが、他市の取り組みを参考にしながら、ごみの減量化について研究していく。

有害鳥獣対策事業について

問 平日に駆除した有害鳥獣は清掃工場へ持ち込むことはできるが、土日は清掃工場が空いておらず、保管する場所もないため、取り扱いに困っている人がいると聞いている。土日に駆除した個体を保管する場所や冷蔵庫を確保する考えはないか。

答 猟友会や駆除隊からもそのような要望を聞いており、特に夏場は駆除した個体が発する臭い等で困っていることから、保管場所の候補地や冷蔵庫の確保について、現在検討している。

常備消防施設等整備事業について

問 通信指令システム整備事業について、どのようなシステム更新を行ったのか。また、システムを更新したことにより、どのようなメリットがあるのか。

答 この度の更新は、自動出動指定装置、地図等検索装置、指令伝送装置などの車両の運用管理装置などの更新であり、そ



通信指令システム

土地区画整理事業特別会計の土地区画整理事業について

問 本郷町において施行している東本通土地区画整理事業について、施行期間が平成11年度から令和5年度まで、事業進捗率は76.7%となっている。最終年度に近づいている中で、令和5年度までに完成する見込みはあるか。

答 土地区画整理課を新

設し、補償交渉に軸足を置いて、連日交渉を行っている。事業の期間については、現在、事業認可の延伸を国や県と協議している。関係地権者等にも事業協力を求めながら、早期の事業完了を目指したい。

討論・採決

・決算に対する反対討論

一般会計については、豪雨災害からの復旧が進んでいるとはいえ、被災者の方が今後の生活に安心して踏み出せるきめ細やかな施策になっていない。また、依然として、大型開発事業が推進されたことで、地方債残高は、過去最高に達する状況にある。一方で、小・中学校の教室へのエアコン設置やコロナ対策として本市独自に事業者への支援を実施するなど、評価できるものも盛り込まれている。しかしながら、一般会計全般について評価できるものではない。また、国民健康保険（事業勘定）特別会計については、多額の基金を有しているにも関わ

らず、税などの負担軽減が行われず、市民に寄り添ったものとなっていない。

・決算に対する賛成討論

令和2年度は、駅前東館跡地活用事業等新市建設事業の総仕上げの局面が着実に進行し、さらに、教育環境の面では、GIGAスクール構想や学校の空調設備の整備が着実に実施されている。このような中で、一般会計決算では、実質収支は黒字となっており、健全な財政状況を維持している。また、各特別会計においても、基金を取り崩すこともなく、財政の健全性が保たれている。

【委員会での採決】

議第90号及び議第96号の2件については、起立採決の結果、賛成多数をもって、残余の15件については、全員一致により、各決算は認定すべきものと決した。

※本会議での採決の結果は、14ページ及び市議会ホームページ内の「議決結果」をご参照ください。

第7回定例会

12月定例会は、12月7日から21日までの15日間で開催し、一般会計補正予算他14議案、発議1件を審議し議決しました。また1件の報告案件を受けました。

補正予算特別委員会（概要と質疑の抜粋）

一般会計補正予算（第9号）の主なものは、コロナウイルスに係るこれまでの経費の不用額を減額する一方、3回目ワクチン接種の経費を増額し、差引き4億3800万円を追加するもので、全体では9億3700万円を増額するものです。

また一般会計補正予算（第10号）は、子育て世帯に子ども一人あたり現金10万円を一括支給するため、6億3650万円を追加するものです。

休館要請に応じた指定管理者の減収分支援額の算定について

感染症対策の一環で、市から休館等の要請に応じた指定管理者の減収分支援額の算定において、収入や経費の算定期間を4月1日からとしている一方で、利用料金還付額の算定期間を6月21日からとしているのはなぜか。

利用料金の還付によつて生じる減収分のうち、6月20日までの期間については既に対応済みのためである。

根拠となる収入額や経費等の積算はどのような行われたのか。

統一した計算式を用いて、各担当課が算定した。算定の基礎となる、ウイルスの影響がなければ本来得られた料金収入は、過去の実績から積算し、実料金収入や利用料金の還付額は、指定管理者の報告をもとに積算した。

国県補助金の返還について

国県補助金で整備した元神田保育所を民間事業者に有償貸付することで生じる国及び県への補助金返還について、整備内容と返還期間を問う。

元神田保育所の建設に活用した補助金分は令和8年度まで、平成9年度に実施した大規模改修に活用した補助金は令和17年度までの期間で返還が生じる。

中学3年生の修学旅行費の就学援助費について

前年度から延期していた修学旅行を実施することに伴う、中学3年生の修学旅行費が、中学2

年生の支給額より少なくなっている理由は何か。

中学3年生の修学旅行の実施にあたっては、各学校において行き先の変更や日数の短縮を行ったことにより、修学旅行費が減少したため、就学援助費も減少した。

子育て世帯への臨時特例給付金について

対象児童のうち、中学校を卒業した15歳から18歳までの児童は申請が必要となっている理由は何か。

中学生までは市が児童手当を支給しているため情報把握しているもの、中学校卒業後の児童については、一部の方を除いて、情報を把握していないため申請を必要とする。

所得制限限度額をこえているため、給付を受けられない児童の人数と、仮にその児童を給付金の対象とした場合の費用はいくらか。

給付金対象外となる児童は約680人を見込む。費用は、6800万円となる。



修学旅行